

令和 6 年第 2 5 回公安委員会会議録

日 時	自午後 1 時 3 0 分 1 0 月 1 0 日（木曜日） 至午後 4 時 3 0 分		場 所	公安委員会室
会 議	公安委員	吉田委員長 甲斐委員 小野委員 宮尾委員 野口委員		
出席者	警察職員	警務部長	生活安全部長	刑事部長 交通部長
		警備部長	情報通信部長	

第 1 聴聞等についての決裁

聴聞 1 1 件、意見の聴取 2 4 件についての決裁（運転免許課）

第 2 定例会議

1 令和 6 年全国地域安全運動の実施について

警察本部から、令和 6 年 1 0 月 1 1 日から同月 2 0 日までの 1 0 日間にわたり、「みんなでつくろう安心の街」をスローガンに令和 6 年全国地域安全運動が実施されることについて報告が行われた。

公安委員から「各所属で創意工夫して様々な啓発活動を行うようであるが、高評価あるいは効果的な活動を全所属で情報共有したり、ときには競い合うなどによって取組の質を向上させてほしい。」旨の発言や、「運動重点の「電話で『お金』詐欺」や SNS 型投資・ロマンス詐欺の被害防止については、官民関係機関との効果的な連携を図るとともに、「自転車盗、万引きの被害防止」については、被害防止と少年非行防止の両面からの取組に留意していただきたい。」旨の発言があった。

2 令和 6 年秋の全国交通安全運動の実施結果について

警察本部から、令和 6 年 9 月 2 1 日から同月 3 0 日までの 1 0 日間にわたり実施された令和 6 年秋の全国交通安全運動の実施結果について、「運動期間中は、タレントを起用したキャンペーン、体験型のイベント、現場における違反取締り等、各所属がそれぞれに工夫を凝らして様々な取組を行った。」旨の報告が行われた。

公安委員から「運動期間中の死亡事故の発生は痛ましく残念であった。引き続き、交通安全対策活動については、継続的にしっかりと取り組んでほしい。」旨の発言があった。

3 改正道路交通法の施行について

警察本部から、改正道路交通法の施行により、令和 6 年 1 1 月 1 日から自転車の携帯電話使用等に関する罰則が強化されることなどについて報告が行われた。

公安委員から「施行日が迫っているが、県民への周知はいかがか。」旨の発言があり、警察本部から「先の法律改正については、新聞等でもすでに報道がなされているが、施行期日が迫ってきていることから、改めて、県警ホームページ・SNS、各警察署の交通安全教室などを通じて、県民に対する周知を図っていきたい。」旨の説明があった。

第 3 報告・決裁等

- 1 熊本県監査委員事務局による令和 6 年度定期監査の結果に係る改善措置についての決裁（会計課）
- 2 熊本県道路交通規則の一部改正についての決裁（交通企画課）
- 3 地域交通安全活動推進委員の辞職承認についての決裁（交通企画課）
- 4 援助の要求についての決裁（警備第二課）
- 5 第 4 3 回危険業務従事者叙勲についての報告（監察課）
- 6 監察業務についての報告（監察課）
- 7 交番・駐在所の整備予定についての報告（地域課）
- 8 第 8 回行政文書の廃棄に係る意見聴取（広報県民課）
- 9 苦情（R 6. No. 1 9）の受理についての報告（公安委員会事務局）
- 10 令和 6 年第 2 2 回～第 2 3 回公安委員会会議録の決裁（公安委員会事務局）